

同一入札への参加が制限される資本関係・人的関係について

1 子会社等，親会社等の定義

会社法第2条第3号の2及び第4号の2に規定する子会社等，親会社等をいいます。

(会社法)

第2条第3号の2（子会社等の定義）

イ 子会社

ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

第2条第4号の2（親会社等の定義）

イ 親会社

ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

2 役員等の定義

役員とは，次に掲げる事項に該当する者としていいます。

①株式会社の取締役。ただし，次に掲げる者を除く。

ア 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

イ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ウ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

エ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

②会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

③持分会社（合名会社，合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員

④組合の理事

⑤その他業務を執行する者であつて，①から④までに掲げる者に準ずる者

⑥民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人

⑦委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

3 同一入札への参加が制限される場合

【基準】

①親会社等と子会社等の関係

②親会社等と同じくする子会社等同士の関係

③役員の兼任

④その他（上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合）

（例）組合（共同企業体（以下「JV」という。）を含む。）とその構成員

※親会社「等」は、組合（JVを含む）及び個人を含む。

※子会社「等」は、組合（JVを含む）を含む。

※①、②について、子会社等又は子会社等の一方が再生手続中の会社等又は更正会社である場合を除く。

③について、会社等の一方が再生手続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

【例 1 （①親会社等と子会社等の関係）】

A社

B社の議決権の過半数



B社

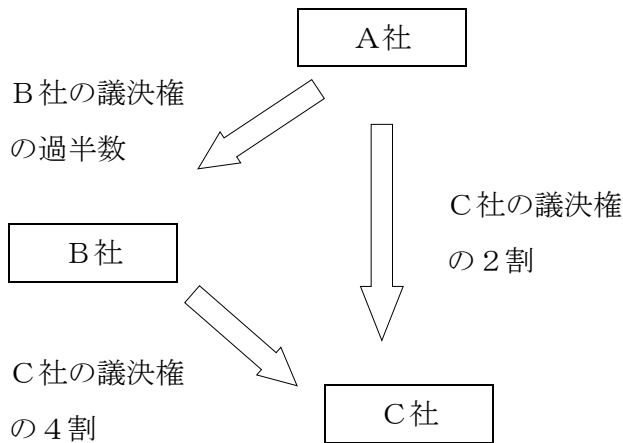
・ A社は、B社の「親会社等」

・ B社は、A社の「子会社等」

届出書に記載する対象会社等

届出者	親会社等	子会社等
A社	—	B社
B社	A社	—

【 例 2 (①親会社等と子会社等の関係)】



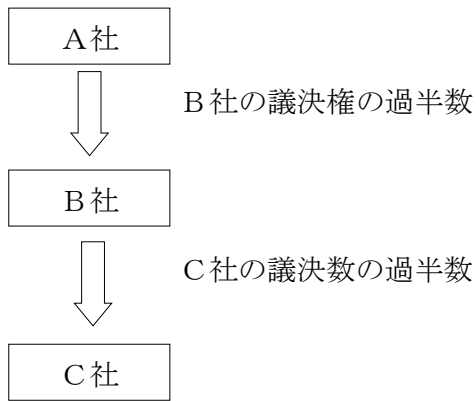
B社は、A社の「子会社等」であり、親会社等であるA社及び子会社であるB社が、C社の議決権の過半数を有する。

⇒A社は、B社及びC社の経営を支配している。

届出書に記載する対象会社等

届出者	親会社等	子会社等
A社	—	B社, C社
B社	A社	—
C社	A社	—

【 例 3 (①親会社等と子会社等の関係)】



B社はA社の「子会社等」であり、子会社等であるB社がC社の議決権の過半数を有する。

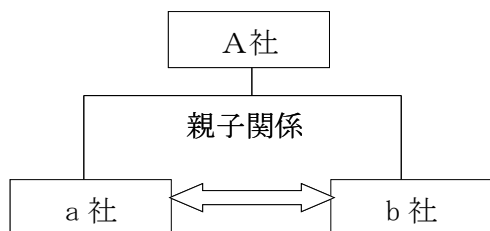
⇒A社は、B社及びC社の経営を支配している。

届出書に記載する対象会社等

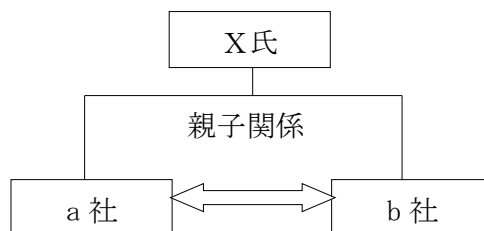
届出者	親会社等	子会社等
A社	—	B社, C社
B社	A社	C社
C社	A社, B社	—

【 例 4 (②親会社等と同じくする子会社等同士の関係)】

⇔ 同一入札への参加が制限される会社等



a社とb社は、親会社等と同じくする子会社等同士



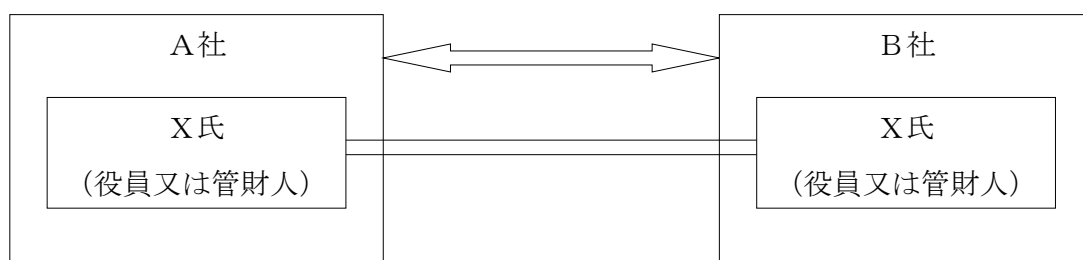
a社とb社は、同一の者に経営を支配される子会社等同士

届出書に記載する対象会社等

届出者	親会社等	子会社等
A社	—	a社, b社
X氏	—	a社, b社
a社	A社又はX氏	—
b社	A社又はX氏	—

【 例 5 (③役員の兼任)】

⇔ 同一入札への参加が制限される会社等



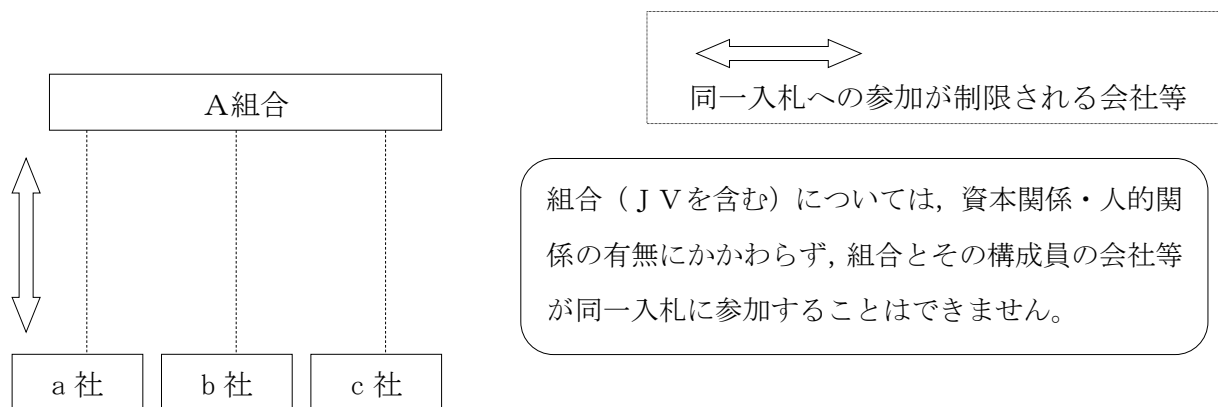
X氏が役員を兼任、X氏が役員と管財人を兼任又はX氏が管財人を兼任

※一方が民事再生手続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

届出書に記載する対象会社等

届出者	役員欄	兼任先の商号又は名称欄
A社	X氏	B社
B社	X氏	A社

【 例 6 (④その他(組合とその構成員等))】

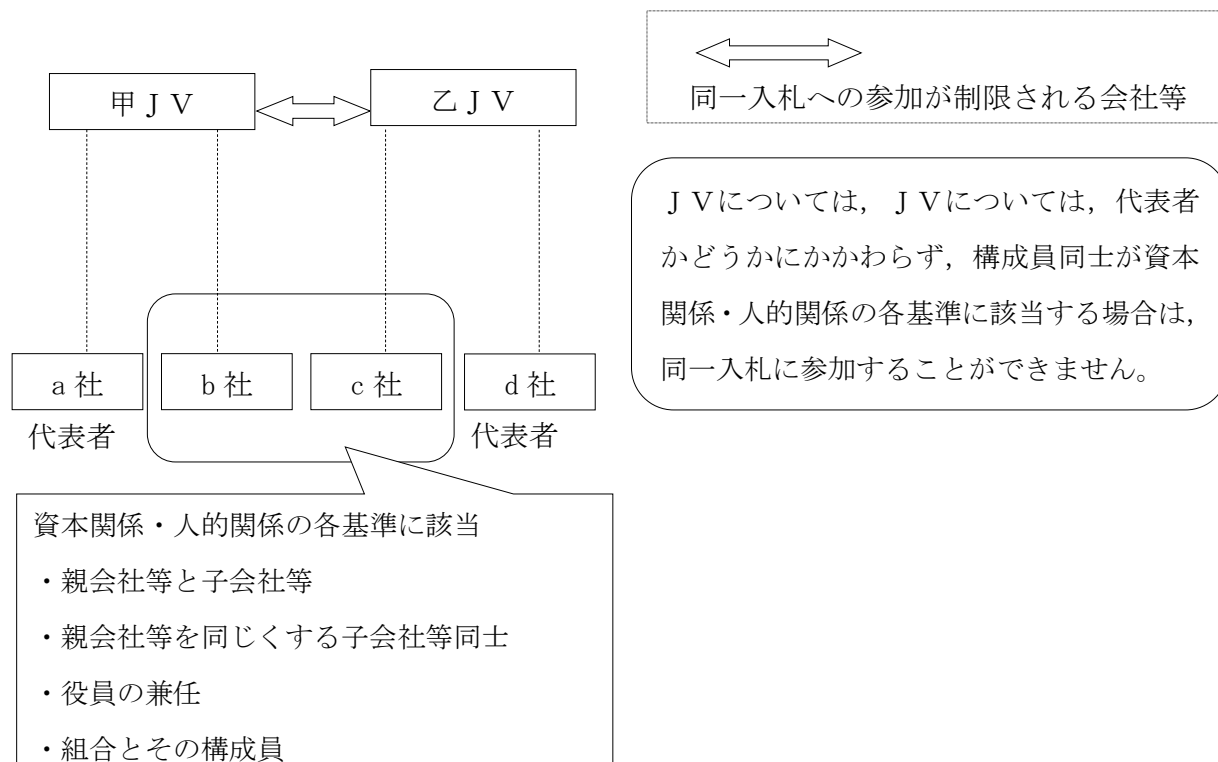


A組合とその構成員が同一入札に参加

届出書に記載する対象会社等

届出者	親会社等欄	子会社等欄
a社, b社, c社	A組合	—

【 例 7 (④その他(JVの構成員同士が各基準に該当))】



資本関係・人的関係の各基準に該当

- ・親会社等と子会社等
- ・親会社等を同じくする子会社等同士
- ・役員の兼任
- ・組合とその構成員